

# 会 議 録

《会議名称》 令和7年度 第2回岸和田市景観審議会 《開催日時》 令和8年3月5日(木)15:00~17:20 《開催場所》 岸和田市役所 職員会館 2階大会議室	承認		
	会長	永野 委員	星乃 委員
	3/23	3/24	3/24

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

上野 委員	岡田 委員	斎藤 委員	高木 委員	竹田 委員	田中 委員	谷川 委員	所 委員	中野 委員	永野 委員	星乃 委員	松尾 委員	宮川 委員	山本 委員
○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○

（委員 14名中、12 名出席）

岸和田市) 奥野まちづくり推進部長  
 事務局) 都市計画課 渡邊、森田、忠野、大北  
 傍聴者) 1名

《概要》

- 開会
- 挨拶
- 会議録確認者の指名
- 議事
  1. 報告第1号 岸和田市景観計画の見直しについて
  2. 報告第2号 景観施策の取組みについて
  3. 報告第3号 次年度スケジュール案について
  4. その他
- 閉会

- 開会
  - 14名中12名の委員出席
    - 岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規定により審議会の成立を確認
  - 傍聴状況報告
- 挨拶
  - 奥野まちづくり推進部長挨拶
  - 田中会長挨拶
- 会議録確認者の指名
  - 令和7年度第2回景観審議会の会議録確認者として永野委員、星乃委員の2名を指名し、承認される。
- 議題
  1. 報告第1号 岸和田市景観計画の見直しについて、事務局より説明。

【質疑応答】

(委員) ・アンケート「市全体の景観の変化」について、「良くなった」と「悪くなった」の回答率が

拮抗しているようだが、回答者はどの地域を評価しているのか、具体的に把握することは可能か。

(事務局) ・アンケート回収中のため、現段階でお示しすることはできないが、小学校区を選択することで把握できるようにアンケートを実施している。

(委員) ・「悪くなった」と回答している人は、かつて賑わいがあった地域を想定している可能性があり、一方で「良くなった」と回答している人は、現在開発が進み整備が進んでいる地域を評価しているのではないかと感じた。そのため、市内の地域が分断されているのではないかと懸念している。

(事務局) ・アンケートの前半で岸和田市全体の景観についての設問を設け、後半でお住まいの地区の景観についての設問を設定している。市全体の印象と地区ごとの印象をそれぞれ回答できるようにしている。「お住まいの地区の景観についてどう感じますか」という設問では「普通である」との回答が6割程度で、「この15年程お住まいの地区の景観はどのように変わったと思いますか」という設問では「変わらない」が5割程度と、大きな傾向としては全体の印象は「変わらない」といった結果となっている。このように地区ごとの設問を設けているため、地区ごとの傾向について整理できる部分があれば、景観計画への反映を検討していきたいと考えている。

(委員) ・岸和田はどこに住んでも良い街だと思っていただきたい。そのためアンケート結果から問題点を整理し、それらを踏まえて景観計画に反映していただければどうか。

(委員) ・昔のJR東岸和田駅はかなり寂れていた一方で、南海電鉄の岸和田駅周辺は駅や商店街が整備されており賑わいが見られた。しかし、現在は再開発の進展により両地区の状況が変化し、当時とは逆転した印象があり、差がついたように感じる。沿線の鉄道や山側と海側の違い、都市開発の順序、進捗等によっても景観の評価が分かれる可能性があると考えられるため、その観点からも検討してはどうか。

(委員) ・資料構成が、資料冒頭に明示した「景観計画の見直しにあたっての考え方」に内容に沿っていないためわかりにくい。例えば、①将来ビジョンや都市計画マスタープラン等が掲げるまちづくりの方針とあるが、方針が資料で示されていない。また、②の社会変化等とある点については「このような社会変化があるから景観計画を見直す」といった、「景観計画の見直しにあたっての考え方」に基づいた資料構成としなければわかりにくい。なぜ景観計画の見直しを検討することになったのか掴めない。

(事務局) ・今回の検討にあたっては、資料1-2に記載しているように「将来ビジョン岸和田」や都市計画マスタープラン、立地適正化計画等に位置付けられた方針を踏まえ、現地調査を実施した。これらの方針で掲げたエリアでは今後都市開発が進んでいくが、無秩序な都市開発とならないよう、景観計画において周辺景観との調和を図りたい。また、一部の地区のみが突出するのではなく、市全体として良好な景観形成が図られるような方向性を示していく必要があると考えている。今回の資料ではその点が十分に伝わりにくい部分もあったが、来年度の審議会では考え方が分かりやすくなるよう整理し、改めて説明させていただきたいと考えている。

(委員) ・景観形成基準の内容について、どのように配慮すればよいのか分かりにくい項目が多く、事業者にとって対応の仕方が分かりにくいのではないかと感じる。事業者に判断を委ねるような表現ではなく、どのような対応を求めているのかが分かるよう、より明確に示した方がよい。また、文末表現について、「配慮すること」「工夫すること」「努めること」など表現の違いが見られるが、これが基準の強弱やランク付けを意図したものであれば、その違いが

分かるよう整理する必要がある。一方、特に意図がないのであれば、文末表現は統一した方がよい。

本改訂にて、「緑化外構」が追加されるが、「緑が豊かであるような配慮をすること」とあるがどのような状態を「緑が豊か」とするのか、また具体的にどのような配慮が求められるのかが分かりにくい。そのため、今後の検討において、基準の内容をより分かりやすく整理する必要がある。

(事務局) ・ 現行計画の景観形成基準からそのまま引き継いでいる基準と、新たに追加したものが混在しているため、項目によってトーンが異なっているのが現状である。

岸和田市の場合、景観形成ガイドラインもあり、具体的な基準はガイドラインで示している。今後、ガイドラインから景観形成基準として位置付けられるものについては基準側へ整理し、基準だけでは補いきれない具体的な内容についてはガイドラインへ追加などを想定している。事業者にもわかりやすい構成となるようにしたいと考えている。

(委員) ・ 基準の中で表現するに当たっても、求める内容の強弱に差があるのであれば、その違いが分かるよう語尾表現を使い分けた方が、それぞれの項目を参照する際にも分かりやすい。

(会長) ・ 現時点で、項目の文末表現の差異は、ガイドラインを考慮して作成しているのか。

(事務局) ・ 現段階ではその点まで整理できておらず、そのまま最終的な景観形成基準とするものではない。今回いただいた指摘を踏まえて内容を整理し、より分かりやすい形で次回お示しできるように検討したい。

(委員) ・ 20数年前、大阪市の黒門市場は寂れた商店街だったが、外国人を呼び込むようになってから今のような賑わいを取り戻したことから、景観は賑わいや利活用の視点も併せて考えなければならない。今後シニア層の増加を考慮し、利活用等の観点から賑わいづくりやベンチの設置等が進めやすくなるような景観条例を作ってほしい。

また、泉北ニュータウン周辺では、この半年間で大きな倒木が3回発生している。倒木の問題は各地でみられる課題であるため、安全面への配慮も踏まえつつ、植栽については計画的に検討していくべきである。

(事務局) ・ 岸和田市景観計画では、都市的な整備を行う地区、歴史や文化を保全する地区、自然を保全する地区として景観配慮地区を設けている。賑わいの創出を図る地区であれば都市的整備地区となるが、景観形成基準の中でも賑わいの創出を推進していくような項目も検討できればよいと思う。その他の地域や地区においても、基準としてではなくとも基本方針等で、景観を整えるだけでなく賑わいの創出も図る地区であることを示すことで、事業者とともに景観について考えていけるような枠組みができればと考えている。また、ベンチ等の公共のインフラについても、景観的な側面から配置等に配慮することが重要であり、こうした景観への配慮については事業者だけでなく、行政に対しても求めていければと考えている。

倒木については、景観の観点ではないかもしれないが、計画時に届出対象行為として出てきた際には倒木しないよう配慮すべきなど、管理面の助言も付加できればと考えている。これについては様々な部署と関わるが、部署間の連携も図りつつ進めていければと考えている。

(委員) ・ 山並みなどの見える自然景観において、倒木となる前の枯損木等について、景観の観点から早期の対応を促すことや、関係部署や土地所有者と連携して対応していくことは、景観計画の範囲に含まれるものなのか。

(事務局) ・ 樹木の管理については基本的に所有者に委ねられるものであるため、景観の立場からは適切な管理の徹底をお願いするにとどまる。

(委員) ・ ベンチに関する取組の事例として、京都市伏見区にてNP0が主体となり、市民が竹を伐採して

ベンチを作成する活動が行われている。設置場所は行政の敷地内や商店街などである。こうした取組を踏まえると、今後は行政任せでも市民任せでもなく、行政と市民が連携しながら進めていくことが重要ではないかと感じている。

(事務局) ・ベンチの設置については、歩道が狭くなる等で撤去を望む声など様々な意見があることから、難しいところではある。ただNPO法人や地域住民から設置の要望があった場合には、行政として関係者との調整や橋渡しの役割を果たすことができると考えている。考え方を示す程度にはなるかもしれないが、景観計画の中で通行人への配慮等について、提示できればと考えている。

(委員) ・アンケート結果を整理する際には、行政の考え方と市民の認識との間にどのような差異があるかについても分析してほしいが、現段階でそのような気づきがあれば教えてほしい。  
また、Webであれば市外からの回答も可能ということだが、岸和田市は市外から訪れる人も多いため、アンケートの存在をどこで知ったのか、またどのくらいの割合なのか等、市外の方の傾向が分かるほどの回答数を把握できるのかが気になる。結果を踏まえて、もし傾向が分からないようであれば外向けのアンケートの実施を検討してはどうか。

(事務局) ・現時点で回答者の8%が市外からの回答である。アンケートは市の公式HPやSNS、市広報で周知しているため、市民の回答が多いと考えられる。分析の結果を踏まえて結果のまとめ方は工夫して次回審議会で報告する。

(委員) ・景観形成基準の項目を変更し、建築特性として「機能性」「視覚性」「環境性」を再編して設定しているが、ガイドラインにおいては現行計画に併せてこれらの特性ごとに配慮の仕方が書かれている。見比べたときに、ガイドラインも景観計画の内容に併せて改訂していく方針か。

景観形成基準の内容については、これまでの実績を踏まえてガイドラインで示していたことを景観計画の中に取り入れていくという話があったが、より基準の記述の内容を具体化すべき。例えば緑化については、既に樹木がある地区では既存樹木の保全や活用を図ることも考えられるほか、単に植栽を設けるだけでなく、中高木を含めた構成とするなど、より具体的な記述があってもよい。

駐車場については、現在は付属施設の項目の中で他の施設と併せて整理されているが、駐車場は景観への影響も大きいことから、別途項目を設けて整理すべきである。

また、景観配慮地区の都市的整備については看板について課題が挙げられているため、その点について加筆すべきである。このように景観配慮地区の特性に応じて記述を追加してはどうか。

(委員) ・アンケートは、市民の意見をただ聴取するだけではなく、市としての方針や考え方を示した上で回答を求めるような設問形式としなければ、具体的な対策につなげにくい。

また、今後の施策につなげやすいよう、次の対策を検討しやすい設問内容が望ましい。

(委員) ・以前は、自宅敷地内にシンボルツリーを植えるといった地区方針がハウスメーカーから示されることもあったと記憶しているが、現在の南海沿線ではそのような住宅は少なく、住宅地が密集し、空き家も見られる状況となっている。このような地区において、今後の緑化施策がどのように進められていくのかが気になる。現在でもハウスメーカーと連携した同様の取組は行われているのか。

(委員) ・現在も行われている。ある程度の規模な建築物であれば、緑化計画も提示しているはずである。

(委員) ・現状としては、古い住宅では敷地内に樹木が植えられているケースも多いが、高齢化に伴い

空き家となった住宅が更地化され、新たな住宅として再建されると、敷地の空きスペースが駐車場として利用されることがかなり多い。

(事務局) ・地区計画を定めるような開発では、該当のエリアで住宅を建てる際には緑化等に関する基準を設けているため、基本的にはこれに基づいて対応している。一方で、戸建て住宅のみで開発されている場合は、そのようなルールがない。

また、景観施策には強制力がなく、法制度上も個人の財産権を侵害するような規制はできないため、所有者の判断に委ねられる面があり、お願いベースでの対応となっているのが現状である。なお、届出規模要件の話もあるが、これはある程度の大規模な開発行為でないと協議にも乗らないため戸建て住宅等の小規模な開発への関与には限界がある。

(会長) ・大規模開発については、一定の制限を設けることができるが、現在の基準では緑化率による制限となる。そのため、緑化ブロックのような植栽の上に車を停めることや駐車場の上を緑化する等、実際の景観形成につながらない可能性もある。そのため、ヒューマンスケールでの緑化を図るような基準を設け、景観計画の文言に入れることも検討してほしい。

小さい建物が制御できなくても大きい建物だけでも制御して、それが岸和田らしい景観として定着すれば、一戸建ての住宅でも同様の取組が広がることが期待されるため、そのようなまちづくりを進めていけばいいのではないかと考えている。

(委員) ・景観は重層的で、様々な制度で保全、形成されている。今後の見直しで景観配慮地区の区域設定をすることになるのかもしれないが、現在残されている景観がどのような制度や取組によって保全・維持されてきたのかを共有しておくことは、現状把握という面でも重要である。もし整理できるのであればより実効力の高い見直しになっていくのではないかと考えている。

(委員) ・「岸和田らしさを目指した景観形成ガイドライン（平成29年6月版）」P.56では、屋上緑化についてイラストを用いて分かりやすく示されている。今回の資料における景観形成基準の表でも屋上緑化は強調されている項目であると考えているが、このようにイラストを用いて示していくのか、あるいは数値基準などに置き換えていくのか、どのように考えているか。

また、今回の見直しでは規模要件の設定により高さ10mまで対象としているが、他自治体と比較しても比較的厳しい基準であり、岸和田が歴史・自然を重視しているという姿勢が表れているものと感じるが、規模要件を厳しく設定すると申請件数が増えることが想定される。今の段階でのビジョンはどのように考えているか。

(事務局) ・現在のガイドラインは視覚的に見ていただくという点でもかなり有効であると考えている。景観は人によって考え方も変わるものであるため、数値化することが難しい。規模要件等は数値化が必要だと思うが、配慮の考え方について現状は数値化までは考えておらず、あくまでも届出をしていただく方に考える余地を与える内容で整理している。ガイドラインについても具体性を持たせボリュームを持たせる等、地域特性に応じた内容に更新していきたいと考えている。

(委員) ・高さ10mを対象とする基準は比較的厳しく、対象となる案件が広範囲に及ぶ可能性がある。そのため、申請件数が増えた場合の対処方法も想定して基準を整理しておかないと、「これは良い」「これは良くない」といった判断が担当者個人の判断に委ねられてしまう可能性があるのではないかと懸念している。

(委員) ・基準である以上、一定程度具体的な内容とする必要があると考えるが、現行計画ではやや抽象的で分かりにくい印象がある。今回の見直しについて、ある程度具体化も必要と考えられるため、現行計画からの連続性も考慮しながら検討する必要がある。

- (委員) ・景観形成基準について、追加したものが黒太字で、赤字の太字も追加したものであるという理解で問題ないか。中高層建造物の話と屋上の内容についてはもともとあったものが再構成されて、市街地系の特性として赤字となっているのか。
- (事務局) ・赤字は現行のものもありながら追加したものもある。
- (委員) ・「屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をすること」について、これから建物も建たないようになってきて、屋上緑化は歩行者の視点からの景観には影響を与えないため、緑化の方法については、壁面緑化等、ヒューマンスケールの視点や連続性も踏まえて、これからの時代に合わせて見直しを検討することも一つではないか。  
景観配慮地区の範囲が示しにくいという説明があったが、明確な境界線は定めないというのは、図のような円で示すイメージなのか。
- (事務局) ・現在の考え方としては、市街化が行われているエリアと市街化を抑制するエリアの中で区域の考え方を分けている。市街化が行われているエリアについては、既にまちとしての構成ができていたため、明確に区域設定をした上で配慮を求めることを想定している。  
市街化を抑制するエリアは里山や山間部等、特定の範囲だけに配慮を求めるものではないと考えている。これらの地域では内部景観だけでなく、遠景からの捉え方を大事にしたいため、明確な境界を定めず、市街化を抑制するようなエリアの届出対象規模はある程度厳しくしてその中で配慮いただくことを想定している。
- (事務局) ・例えば阿間河滝地区について、既存集落だけで景観が構成されているわけではなく、近接する津田川や山並み、田んぼを含めて阿間河滝地区の景観は形成されていると考えている。法令等に基づいて保全されている部分もあるが、それらを含めた阿間河滝周辺というバッファ、しみ出しの範囲も含めて捉えていく必要があると考えている。
- (会長) ・境界線を明確に引くと、まちの連続性ではなく、境界線を基準に景観配慮地区に含まれているか判定されてしまうといった問題が発生する。景観配慮地区としては明確に境界線を設定せずに、今後計画を策定するなかで明確な区域を設定する場合には、この計画を活用するなど段階を踏むこともあるのではないかと考えている。
- (委員) ・景観形成基準をどのように景観計画内に掲載するのかについて、このまま列挙すると結構なボリュームになると思うが、地区ごとに記載するのか、または他市のような表にまとめた形式でチェックできるような形式とするのか。
- (事務局) ・構成については検討中である。他市では項目を列挙したうえで、横にそれぞれの区域を明示する形式となっているものもある。現在は、基本景観区の市街地系、里自然系、景観配慮地区の「都市的整備地区」と「歴史・伝統保全地区および自然調和地区」の4つに分けてそれぞれ記載する構成を考えていたが、今回いただいたご助言を基に、追加する項目も出てくる可能性があるため、それらを考慮した構成を検討する。

■ 報告第2号「景観施策の取組みについて」  
景観施策の取組みについて、事務局より説明。

【質疑応答】

- (委員) ・ウォーキングイベントについて、塔原町のサクラ以外にもイベントはあるか。
- (事務局) ・過去には和歌山大学の学生と岸和田城周辺の街歩きや久米田池のイベント等も実施した。アスマイルを活用した事業は様々なところで実施できると考えている。現在は塔原町のサクラだけだが、他の景観資源が集まっている地域で同様の取組みを開催できればと考えているの

で、開催する際はInstagramやホームページなどで発信する。

- 報告第3号「次年度スケジュール案について」  
令和8年度スケジュール案について、事務局より説明。

【質疑応答】なし

以上